

○千葉県県税条例施行規則（平成十九年千葉県規則第三十七号）新旧対照表

改正後

（法第一章及び条例第一章の規定に係る書類の様式）
 第十一条 法第一章及び条例第一章の規定に係る次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

2 略	略	六 自動車税（種別割）第 二次納税義務免除申告書	法第十一条の十三第二項	別記第六号様式	書類	書類の種類	根拠条項	様式番号

改正前

（法第一章及び条例第一章の規定に係る書類の様式）
 第十一条 法第一章及び条例第一章の規定に係る次の表の上欄に掲げる書類の様式は、それぞれ当該下欄に掲げるところによるものとする。

2 略	略	六 自動車税（種別割）第 二次納税義務免除申告書	法第十一条の九第三項	別記第六号様式	書類	書類の種類	根拠条項	様式番号

(改正後)

別記第六号様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地	(電話)	
		千葉県自動車税事務所長 様		氏名又は名称及び代表者氏名	
自動車税（種別割）第二次納税義務免除申告書 地方税法第11条の10第3項の規定により、次のとおり申告します。					
自動車の表示	自動車登録番号		登録年月日	年月日	
	使用の本拠の位置		種 別		
	用 途		総 排 気 量	リットル	
	乗 車 定 員	人	最大積載量	kg	
	車名及び型式		車 台 番 号		
支払条件等	契 約 年 月 日	年月日	支 払 の 方 法		
	割 賦 回 数	回	割賦代金最終支払日	年月日	
	契 約 金 額	円	割賦代金未済額	円	
買主	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者氏名				
第二次納税義務の免除を受けようとする種別割額	年度		税額（割賦代金未済額を限度とする。）	円	
第二次納税義務の免除を受けようとする事由及びその発生日					

注 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 自動車の所在についての調査記録の写し
- (2) 買主の住所又は居所が不明であることを証する書面
- (3) 自動車の売買代金を受けとることができないものとした事実を証する書面

(改正前)

別記第六号様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		年 月 日	住所又は所在地	(電話)	
		千葉県自動車税事務所長 様		氏名又は名称及び代表者氏名	
自動車税（種別割）第二次納税義務免除申告書 地方税法第11条の9第3項の規定により、次のとおり申告します。					
自動車の表示	自動車登録番号		登録年月日	年月日	
	使用の本拠の位置		種 別		
	用 途		総 排 気 量	リットル	
	乗 車 定 員	人	最大積載量	kg	
	車名及び型式		車 台 番 号		
支払条件等	契 約 年 月 日	年月日	支 払 の 方 法		
	割 賦 回 数	回	割賦代金最終支払日	年月日	
	契 約 金 額	円	割賦代金未済額	円	
買主	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び代表者氏名				
第二次納税義務の免除を受けようとする種別割額	年度		税額（割賦代金未済額を限度とする。）	円	
第二次納税義務の免除を受けようとする事由及びその発生日					

注 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 自動車の所在についての調査記録の写し
- (2) 買主の住所又は居所が不明であることを証する書面
- (3) 自動車の売買代金を受けとることができないものとした事実を証する書面

(改正後)

(裏)

法人の設立等報告書（その2）記載の手引

(報告期限)

- 1 グループ通算制度の適用を受ける（受けない）こととなった場合は、事実が発生した日から10日以内に報告してください。

(報告先)

- 2 納税地（主たる事務所又は事業所がある地）を所管する県税事務所に報告してください。

(添付書類)

- 3 この報告書の提出の際には、次の書類を添付してください。

(1) 適用又は加入の場合

ア 通算親法人は「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Taxによる申告の特例に係る届出書（初葉）」及び「同（次葉）」の写し

イ 通算子法人は「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Taxによる申告の特例に係る届出書（初葉）」及び「同（次葉）」の写し又は「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類（兼）e-Taxによる申告の特例に係る届出書（初葉）」及び「同（次葉）」の写し

(2) 離脱（通算子法人）の場合

「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の写し

(3) 取りやめの承認又は青色申告の承認の取消しがあった場合

取りやめの承認通知書又は青色申告の承認の取消通知書の写し

(留意事項)

- 4 法人名及び代表者名には必ずふりがなを記載してください。

(改正前)

(裏)

法人の設立等報告書（その2）記載の手引

(報告期限)

- 1 グループ通算制度の適用を受ける（受けない）こととなった場合は、事実が発生した日から10日以内に報告してください。

(報告先)

- 2 納税地（主たる事務所又は事業所がある地）を所管する県税事務所に報告してください。

(添付書類)

- 3 この報告書の提出の際には、次の書類を添付してください。

(1) 適用又は加入の場合

ア 通算親法人は「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Taxによる申告の特例に係る届出書（初葉）」及び「同（次葉）」の写し (国税受付印のあるもの)

イ 通算子法人は「グループ通算制度の承認の申請書（兼）e-Taxによる申告の特例に係る届出書（初葉）」及び「同（次葉）」の写し (国税受付印のあるもの) 又は「完全支配関係を有することとなった旨を記載した書類及びグループ通算制度への加入時期の特例を適用する旨を記載した書類（兼）e-Taxによる申告の特例に係る届出書（初葉）」及び「同（次葉）」の写し (国税受付印のあるもの)

(2) 離脱（通算子法人）の場合

「通算完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の写し (国税受付印のあるもの)

(3) 取りやめの承認又は青色申告の承認の取消しがあった場合

取りやめの承認通知書又は青色申告の承認の取消通知書の写し

(留意事項)

- 4 法人名及び代表者名には必ずふりがなを記載してください。